

【EU】使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の枠組みを策定する指令

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、2011年8月22日、将来世代に過度の負荷を課することを避けるために標記の指令を施行した。各加盟国は、2015年8月までに、当該物質の安全性を確保する具体的な要件を国家計画として策定する。

EUにおける原子力利用の位置づけ

EUは、原子力利用を推進しており、その基礎は欧州原子力共同体(EURATOM)設立条約におかれている。第三国のEU加盟に際しては、原発等の有無にかかわらず、EURATOMへの加盟も条件とされ、現在、全EU加盟国がEURATOMに加盟している。ちなみに、原発を所有しているのは27か国中14か国である。しかし、2009年12月に発効したリスボン条約は、EURATOMをEUとは異なる国際機関として位置づけ、EURATOM加盟もEU加盟の要件から外した。

ところが、リスボン条約議定書によって改正されたEURATOM設立条約は、依然、EU基本条約の条項を適用し、運営機関や決定方式を含めたその運営方式は、実質的にこれまでと異ならない。本稿で紹介する指令も、EU法令として欧州委員会が提案を行い、欧州議会に諮問し、理事会が決定し、EU官報に公示するという手続を踏んでいる。また、EUは、その原子力利用を推進する「原子力の研究・研修活動に関するEURATOM第7次枠組計画(2007年～2011年)」において、財政的にも、5年間の核技術開発に対し27億5100万ユーロを上限とする予算を規定しており、放射性廃棄物等処理の研究もこれに含まれている。

指令策定の背景

EU域内には、現在、143基の原子炉が存在する。毎年、使用済燃料が3,600トン、これと別に、85,000 m³の放射性廃棄物が出されており、使用済燃料の再処理によって出る高レベル放射性廃棄物は、放射性廃棄物のうち280 m³とされる。

50年以上の運用を経ているが、高レベル放射性廃棄物は、通常その大部分が中間貯蔵施設に置かれ、現在、スウェーデン、フィンランド、フランスでは最終処分場の計画が進んでいるものの、最終処分場が実現している加盟国は未だ存在していない。

欧州委員会が使用済燃料及び放射性廃棄物の処理並びに原子力施設の解体廃棄処分財源に関する指令を最初に提案したのは2002年のことであった。後者に関しては欧州委員会提案の権限外とされて見送られ、欧州委員会は前者に絞ってこれを修正して再度2003年に提案した。これは、具体的な年限を区切って処分施設を操業することを規定するものであったが、さまざまな反対により、採択には至らなかった。結局、この問題は、欧州委員会が2007年に設置した欧州原子力安全規制者グループ(ENSREG)

の検討に委ねられることとなった。今回の指令は、その ENSREG の検討結果である 2009 年 7 月の報告書に基づいて、2010 年 11 月 3 日に欧州委員会が提案して採択されたものであり、当初から内容も変わり成立までに実に約 10 年の歳月を要している。

指令の構成

この指令の題名は、「使用済燃料及び放射性廃棄物の責任のある安全な管理のための EURATOM の枠組みを策定する 2011 年 7 月 19 日の理事会指令 2011/70/EURATOM」である。全 3 章 17 か条から成り、構成は次のとおり。

- 第 1 章 適用範囲、定義及び一般原則（第 1 条：趣旨、第 2 条：適用範囲、第 3 条：定義、第 4 条：一般原則）
- 第 2 章 義務（第 5 条：国家的枠組み、第 6 条：管轄規制当局、第 7 条：免許保有者、第 8 条：専門的知識及び能力、第 9 条：財源、第 10 条：透明性、第 11 条：国家計画、第 12 条：国家計画の内容、第 13 条：届出、第 14 条：報告）
- 第 3 章 補則（第 15 条：国内法による実施、第 16 条：発効、第 17 条：名宛人）

指令の主な内容

この指令は、EURATOM の全加盟国（EU 全加盟国と同じ）に、使用済燃料及び放射性廃棄物（以下、併せて単に「廃棄物」という。）の管理の拘束力ある共通の枠組みを課すものであり、各加盟国は、この指令を 2013 年 8 月 23 日までに国内法化する。すなわち、各加盟国は、この指令が掲げる廃棄物処理の全過程における管理に関する一般原則及び 8 項目にわたる国家的枠組みを国内法に規定し、関係者から独立した管轄規制当局を設置し、そして、廃棄物の管理の具体的要件を国家計画として 2015 年 8 月 23 日までに策定し、欧州委員会に報告する。最終処分方法は深地層処分が適当とされているが、共同処分場を EU 域内で他国と共有することは、特定条件に従って協定を締結すれば可能である。

この国家計画に含めなければならない内容は、(a) 国家政策の全体目標、(b) 重要な里程碑及び時間枠、(c) 全廃棄物（廃炉を含む）及びその将来的分量予測の一覧表、(d) 発生から処分に至る廃棄物管理の考え方又は計画及び技術的解決方法、(e) 処分施設閉鎖後の当該施設の長期管理に関するその期間の考え方又は計画、(f) 廃棄物管理に必要な研究、開発等、(g) 国家計画の実施責任及び進捗管理指標、(h) 経費評価並びにその根拠及び仮定、(i) 資金調達枠組み、(j) 透明性確保の方針又は手順、(k) 他国と締結した廃棄物管理に関する協定、である（第 11 条）。

参考文献（インターネット情報は 2011 年 10 月 24 日現在である。）

- ・“COUNCIL DIRECTIVE 2011/70/EURATOM of 19 July 2011 establishing a Community framework for the responsible and safe management of spent fuel and radioactive waste,” *Official Journal of the European Union*, L199, 2.8.2011, pp.48–56.

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:199:0048:0056:EN:PDF>